

災害時における博物館と職員の対応・地域社会での役割について

1：災害時における博物館業務の確認。地域防災計画から考えてみる。

1-1 地域防災計画と博物館職員の行動

地域防災計画における文化財の確認や避難所対応において博物館職員はどう行動するか。

- ・防災基本計画(内閣府)⇒県地域防災計画⇒基礎自治体地域防災計画。
- ・多くの自治体は基本的に類似した計画。⇒文化財保護関係は記載が限定。

生涯学習関係は記載がないケースも。

内閣府の防災基本計画

- ・国〔文化庁等〕及び地方公共団体は、
 - 文化財保護のための防災対策に努めるものとする。
 - 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。
 - 文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

愛媛県地域防災計画(風水害等対策編)

第24章 文化財の災害予防対策【文化財保護課】2-24-1 文化財の災害予防対策

風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体(中略)は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- 2) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- 3) 避難方法・避難場所の設定
- 4) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 5) 文化財防火デー(1月26日)や文化財保護週間(11月1日～7日)等に合わせた防災訓練の実施

今治市地域防災計画 風水害等対策編

第3部 災害応急対策計画

第18章 応急教育活動 第3節 文化財の応急措置

文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が次に示す事項について定めるものとし、市は、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺環境整備等について指導する。

- ア 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- イ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- ウ 文化財等の部分的、応急的な補修の実施
- エ 文化財等の補強工事の実施

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、総括班長に報告するとともに、速やかに市教育委員会を経由して県教育委員会に被災状況を報告する。

1-2 指定のみならず未指定も。

かつての災害対策は文化財保護法・保護条例における指定文化財が対象という認識。

⇒財産権の不可侵(憲法29条)

大規模災害時には指定・未指定を分離した資料レスキューは行えない

⇒3.11文化財レスキュー事業実施要項(文化庁次長決定)以降

文化財保護法改正 (H31/R1) において「文化財の活用」が視野。「指定・未指定の区分に関わらない」動向。
「保護の対象は、文部科学大臣または地方公共団体による指定・選定・登録、未指定等を問わず、すべての文化財とする。」
⇒『えひめ文化財防災マニュアル 2018』のうち「第2 文化財の種類と保護の対象」

※歴史的建造物の空家化に注意。

1-3 避難所運営が優先、博物館・文化財は後。

第3部 第7章 避難所運営 第1節 避難所の開設 4 避難所における市職員等の配置、役割

(1) 避難所への市職員等の配置

市が設定した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置する。

(2) 避難所における市職員等の役割

ア 市職員

避難所に配置された市職員は、自治会、自主防災組織、ボランティア、関係団体等の協力を得て次の事項を実施する。

（ア）被災者の収容、（イ）被災者に対する食料、飲料水の配給、（ウ）被災者に対する生活必需品の供給、（エ）負傷者に対する医療救護、（オ）浸水、高潮、火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達、（カ）避難した者の掌握、（キ）状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

イ 避難所の所有者又は管理者

市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

- ・市職員（特に教委所属職員）は避難所運営にまわるケースが多い。⇒熊本では約1ヶ月
- ・『今治市業務継続計画 地震災害編』

文化振興課は「避難所班（災害応急対策業務）」に配属、2週間以内はそこに専念。1ヶ月以内に「文化財等の保存及び保護に関すること」として明記。

博物館・文化財対応は後回しとなる。

ただし、指定管理館職員はこれに入らない。

⇒指定管理館職員は、自館の状況確認を早期に実施できる。

※注意するのは、自身・家族が被災している事もあり得る点。

1-4 確認体制の確立

災害時の状況・市職員の役割を考えた場合、避難所運営等の合間・ひと段落がついた段階にはじめて本来業務にかかる緊急時対応にとりかかれる。

※ケースバイケースで考える事が重要。

例えば館勤務中に災害に遭った場合は博物館利用者の誘導が第一。館職員が帰宅せずに館で留まる場合は、館内の状況をチェックできるかもしれない。

1-5 博物館における事業継続計画 (BCP) の必要性について

事業継続計画 (BCP:Business Continuity Plan)

・災害の影響を最小限に抑え、事業を早期に回復させるための計画を策定する重要性。(内閣府『市町村のための業務継続計画作成ガイド』)

⇒『今治市業務継続計画 地震災害編』

・各館で『災害対応マニュアル』を作成している場合もあるが、大規模災害においては館の個別対応のみでは機能回復が難しい。

⇒自治体全体が被災すると一部回復のみでは機能しない。

例)3.11の時の自動車生産

「行政も被災する深刻な事態」：地域防災計画や防災対応マニュアルでは不完全な項目。

- ・非常時優先業務の執行体制・対応手順が明確化。
- ・必要な資源の確保が図られ、災害発生直後の混乱による行政の機能不全を避ける。⇒早期に多くの業務を実施化。
- ・また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待。

業務継続計画の重要な6要素

- 1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ・3) 電気、水、食料等の確保
- ・4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・5) 重要な行政データのバックアップ
- ・6) 非常時優先業務の整理

博物館での業務の遂行から考えると…。

- 1) 職員の参集体制はできているか？⇒被害状況に応じた職員の参集。管理職不在時の判断はできているか？
- 2) 代替庁舎の特定⇒代替庁舎になると、博物館業務は困難。

例) 御船町恐竜博物館⇒熊本地震の際に対策本部に。

宮崎県立西都原考古博物館⇒南海トラフ地震時は宮崎県警が使用する。

- 3) 電気、水、食料等の確保⇒利用者・職員の安全確保。資料の管理。
- 4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保⇒多様な情報収集と発信の手段。

例)

資料所在情報の不特定な拡散を避ける。⇒盗難対策

熊本市動植物園でのデマ被害。⇒情報発信リテラシーが低い者による災害時デマの問題。

熊本市動植物園職員は、この情報を SNS で他の動物園職員から教えてもらった。

⇒動物園の web がある市役所本庁のサーバがダウン、正しい情報を発信できない。

⇒つながりにくい電話に問い合わせがひっきりなし。災害対応に大きな影響。

- 5) 重要な行政データのバックアップ⇒電源喪失に備えての管理情報・資料情報のアーカイブ化と分散管理。電子媒体はそのままでは弱い！！
- 6) 非常時優先業務の整理⇒対応手順と訓練は出来ているか？

2：地域社会に対して博物館がどう関与するか 博物館の新しい役割。

2-0 地域社会に対して博物館がどう関与するか

- ・「未指定」文化財(時には文化財とはみなされていない対象まで)への対応の重要性、大学・民間団体との連携。
- ・災害時の「心のケア」等に関わる博物館の役割。
- ・災害をいかに伝えていくか。

2-1 未指定文化財をまもる。

- ・館蔵資料はもちろん、個人所蔵資料についても、指定・未指定に関わらずレスキューする重要性。
⇒資料を取り扱える専門家は限られている。
- ・愛媛資料ネット等を構成する大学・専門家との日頃からの連携。
⇒行政が動けない段階で活動出来るフットワーク。
⇒『えひめ文化財防災マニュアル 2018』を参照の事
- ・市井にある、その場所で一定の歴史を持った文化財や、その土地に所在する博物館は、住民の持つ自らの地域コミュニティのイメージを構成している。
⇒失われると大きな喪失感。

被災後3ヵ月から、喪失感・今後への不安などから心のダメージが大きくなる。(内閣府2012『被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン』より)

⇒写真などは典型。

- ・地域コミュニティに存在する文化財や博物館を守る事は、地域社会の復興に大きく関与。

2-2 「心のケア」への役割。

- ・社会的包摂は現代の生涯学習施設において欠かせない機能。⇒当然、博物館も。
- ・「避難所疲れ」：特に子供やその母親をストレスから解放する役割が高い。⇒エデュケーションの重要性。
- ・指定管理館職員は、こうした活動を担う役割が大きいのでは。

2-3 災害教訓の伝承

- ・国及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- ・また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※さらに「住民が災害教訓を伝承する取組を支援」も。

第3節 市民に対する防災知識の普及 2 社会教育を通じた啓発

- ・市及び教育委員会は、各種団体等を対象とした防災研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(2) 啓発の方法

文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

災害を伝えるのは決して歴史系博物館のみの役割ではない。

- ・阿蘇火山博物館・御船町恐竜博物館など自然史系博物館の自問。
「どうして災害の可能性を知っていながら伝えきれなかったか」。
- ・気仙沼リアスアーク美術館
「事実が忘却されるものであるならば、表現を持って伝えていく」。
⇒瓦礫と称せずストーリーを付与した「被災物」として展示。